

令和 8 年 6 月 22 日

あわら市・坂井市AIを活用した上水道管路劣化診断業務に関する質問事項及び回答

あわら市・坂井市AIを活用した上水道管路劣化診断業務に関するプロポーザル実施要領について、質問事項及び回答は次のとおりです。

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	共通特記仕様書 第 2 章第 22 条(3) ②(P.6)	「AI により保管し、処理をおこなう」との記載は、周囲の属性データを考慮したうえ、部分的にプログラム等を用いて欠損値を補完する処理と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
2	共通特記仕様書 第 2 章第 22 条(5) (P.6)	「国土交通省が指定している標準プラットフォームに適用していること」との記載は、水道情報活用システム基本仕様書 2025 年 12 月 P.23(一般社団法人水道情報活用システム標準仕様研究会)に記載される「オンライン方式」と「オフライン方式」いずれかのデータ利用形態に対応できていれば問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
3	共通特記仕様書 第 1 章第 17 条(3) (P.4)	漏水事故修繕データの漏水事故データは何年分、何件程度お持ちでしょうか。適切な劣化診断手法を提案するためにご教示いただけますと幸いです。	あわら市は、過去 12 年分、給水管・配水管 1,014 件あります。 坂井市は、過去 11 年分、給水管・配水管 合計で 2,221 件あります。
4	共通特記仕様書 第 1 章第 17 条(3) (P.4)	シェープデータ化されていない漏水事故修繕データは何件程度含まれておりますでしょうか。適切な見積を行うためにご教示いただけますと幸いです。	あわら市は、シェープデータ化してあるのが 467 件です。シェープデータ化してないのは、547 件あります。 坂井市は、シェープデータ化していないため No.3 の回答と同じです。
5	共通特記仕様書 第 9 条 第 11 条	「現地調査」とありますが、受領するマッピングデータ、漏水事故修繕データなどから AI による管路劣化診断を行うため、基本的には現地調査を実施せず業務を履行可能だと考えています。そのため、現地調査を実施する場合には、第 9 条、第 11 条について遵守するという理解で相違ないでしょうか。またもし、現時点で想定される現地調査がある場合は、どのようなものか、何人で何日くらいを想定しているのか教えていただけないでしょうか。	現地調査の必要がない場合は、実施しなくても差し支えありません。

6	共通特記仕様書 第 22 条	「国土交通省が指定している標準プラットフォームに適用していること」とあるが、現在はほかのクラウドで提供しており、将来標準プラットフォームに移行可能であれば問題ないでしょうか。	お見込みの通りです。
7	共通特記仕様書 第 9 条「身分証明書の携帯」及び第 11 条「保安対策」	「現地調査」とはどのような調査を想定していますでしょうか。本業務につきましてはデータ解析を主としておりますので、現地調査については予定しておりません。	No.5 の回答と同じです。
8	共通特記仕様書 第 22 条「業務実施内容」(4) AI 劣化診断・解析	「① 漏水発生確率②耐用年数に対する余寿命③劣化度とその要因④処理結果の要因⑤その他」、各語句の定義もしくは説明充足水準をご教示ください。	① 漏水発生確率 環境データから、過去から現在までの管路に対して学習し、今後将来において漏水が発生する可能性の割合です。 ②耐用年数に対する余寿命 管路の現在の劣化状態から、あと何年安全に使用できるかを予測します。 ③劣化度とその要因 環境データ等から管路の現在の状態から劣化していく度合を数値化して、その劣化の状態がどのような要因で引き起こされているかを分析します。 ④処理結果の要因 AI に学習させた環境データから、管路に対しての漏水確率や余寿命等解析結果に対して影響を与える要因です。 ⑤その他 提案者によって解析の仕方が違う可能性があるため、あくまでも定義の説明をしました。
9	共通特記仕様書 第 22 条「業務実施内容」(5) 劣化診断閲覧システム	「閲覧等ができるシステムを構築する」および「将来クラウドでの運用が可能なシステムを構築すること」という記載について、弊社では個別のサーバー構築ではなく、クラウド上のサービスとして「WEB インターフェース上で閲覧できる環境を構築する」仕組みとなりますが、仕様上問題ないでしょうか。	問題ありません。

10	共通特記仕様書 第 22 条「業務実施 内容」(5)劣化診断 閲覧システム	「国土交通省が指定している標準プラットフォームに適用」とありますが、標準プラットフォームに適用しているとはどのような条件を指しておりますでしょうか。例えば「水道情報活用システム標準仕様準拠アプリケーションサービス・製品一覧(接続確認済み)」として認証を取得している必要はありますでしょうか。	No.2 の回答と同じです。
11	実施要領 「1.業務概要(5)業務 に要する経費」「8.企 画提案等の提出(4) 提出書類②見積書/ (5)企画提案書の作 成方法④」「10.選定 方法(1)評価項目と 配点●価格評価」	提出する見積書に記載するのは「初年度の構築費」のみでよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 ランニングコストは企画提案書内でご提示ください。
12	実施要領 「1.業務概要(5)業務 に要する経費」「8.企 画提案等の提出(4) 提出書類②見積書/ (5)企画提案書の作 成方法④」「10.選定 方法(1)評価項目と 配点●価格評価」	企画提案書には「初年度の構築費」と「翌年度以降の維持管理費」を記載する理解で あいますでしょうか。	お見込みの通りです。
13	実施要領 「1.業務概要(5)業務 に要する経費」「8.企 画提案等の提出(4) 提出書類②見積書/ (5)企画提案書の作 成方法④」「10.選定 方法(1)評価項目と 配点●価格評価」	プロポーザル審査会における価格評価は、 「初年度の構築費」のみか「翌年度以降の 維持管理費」を含めた全体額のいずれを対 象とされますでしょうか。	「初年度の構築費」が価格評価対象とな り、「翌年度以降の維持管理費」は提案書 内容としての評価対象となります。

14	実施要領 「1.業務概要(5)業務に要する経費」「8.企画提案等の提出(4)提出書類②見積書/(5)企画提案書の作成方法④」「10.選定方法(1)評価項目と配点●価格評価」	「翌年度以降の維持管理費」とは何年間分等、期間に仕切りはありますでしょうか。単年度分のみで可など、見積年度単位をご教示ください。	5年間の継続利用を想定した金額としてください。
15	実施要領 「9.プレゼンテーションの実施及び審査」	プレゼンテーションを着座にて実施させていただくことは可能でしょうか。椅子およびPC 設置用の机をご用意いただくことは可能でしょうか。	可能です。
16	実施要領 「10.選定方法(1)評価項目と配点●その他効果的な提案」	本業務の主目的である「AI 管路劣化診断」以外の提案をする場合、当該追加提案については有償無償の縛り等ございますでしょうか。また有償の場合、金額の制限などがありますでしょうか(主とする業務の〇パーセントを上限とするなど)	縛りはありません。有償の場合金額の提示をお願いします。
17	実施要領 2(8)業務実績	後段に、「なお、直接受託し納品したものに限る」とありますが、特記仕様書第 19 条に再委託可能の条項があります。実務を再委託先が行った場合であっても、「直接受託し納品した」ということになるのでしょうか、ご教示ください。	お見込みの通りです。
18	実施要領 2(8)業務実績	参加資格要件として「給水人口2万人以上の事業体5箇所以上に対して本業務と同様の業務実績があること」とありますが、共同企業体を結成して参加する場合、代表企業のみがこの実績を満たしていればよいでしょうか。それとも構成員全員が満たす必要がありますでしょうか。ご教示ください。	代表企業のみが満たしていれば問題ありません。
19	実施要領 9(4)見積書	「見積書は任意様式とし、本業務の両市それぞれの見積書を記載すること」とありますが、9(1)に任意様式とありますので自社積算見積書となります。項目に不明点がなければよいとの解釈でよろしいでしょうか、ご教示ください。	お見込みの通りです。

20	実施要領 9(4) 見積書	見積書の提出は、「見積書と見積内訳を封緘し」とあります。それぞれの事業体様宛に提出をすると思われるのですが、封筒に記載しなければならない事項および封筒のサイズをご教示ください。	封筒には宛名(〇〇市長 様)、件名を記載してください。封筒のサイズの指定はありません。
21	実施要領 9(4) 見積書	見積書の件名は、両事業体用共通で、「あわら市・坂井市AIを活用した上水道管路劣化診断業務」としてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
22	実施要領 9(4) 見積書	見積書の金額は、消費税込みの金額を記載するのでしょうか、ご教示ください。	税抜きで記載してください。
23	実施要領 9(5)④ 維持管理費 概算見積書	導入する閲覧システムの翌年度以降の維持管理費の概算を示すこととあります。維持管理費＝保守費と考え方でよろしいでしょうか。また、その概算費用となる見積書の件名は、弊社側で任意で設定してよろしいでしょうか。決められた件名があるようでしたらご教示ください。	お見込みの通りです。
24	実施要領 9(2)プレゼンテーション	有識者等による選定委員会のプレゼンテーション参加者は何名になりますでしょうか。また、上下水道課の職員様は参加されるのでしょうか、ご教示ください。	審査に関することのためお答えしかねます。
25	実施要領 9(2)②プレゼンテーションの所要時間	プレゼンテーションの所要時間は30分以内とあります。実機説明は設定していますか。設定していた場合、説明時間をご教示ください。	実機説明は、必要であれば所要時間内に含めてください。
26	実施要領 9(3)②プレゼンテーションの参加者	プレゼンテーションには5名以内の参加者となっています。オンラインでの参加が必要な場合の参加人数は必要最小限の人数を認めるとありますが、具体的な人数はありましたらご教示ください。	オンライン参加者を含めて5名以内となります。
27	実施要領 10(1)評価項目および配点	評価項目の業務実施の能力、業務提案能力の審査内容について順番に沿って企画提案書を作成すると想定されます。価格評価についての見積金額の妥当性について、見積金額が一番安い事業者が評価点20点を獲得するということになるのでしょうか、または、採点計算式があるのでしょうか、ご教示ください。 また、共同調達によるスケールメリット(コスト	採点計算式について審査内容に関することのためお答えしかねます。見積金額の按分方法については各市の見積額の比率で按分してください。

		削減効果)を提案に反映させた場合の、あわら市様・坂井市様のそれぞれに対する見積金額の按分方法に指定の比率(例えば見積上下限額の比率など)はありますか。あるいは提案者の任意で按分してよいでしょうか、ご教示ください。	
28	共通特記仕様書 第 17 条(3)漏水事故修繕データ	シェープデータ、PDFデータまたは修繕伝票綴りとなっていますが、具体的に、データとしてあるのは過去何年分で、合計何件あるのでしょうか。また、伝票綴りについても同様に、過去何年分で、合計何件あるのでしょうか、ご教示ください。	No3、No.4 の回答と同じです。 あわら市は、伝票綴りは過去 3 年分、230 件あります。 坂井市は、伝票綴りは過去 3 年分、673 件あります。
29	共通特記仕様書 第 17 条(3)資料提示	提供していただける竣工図ファイリングデータ、漏水事故修繕データのファイル数およびファイルサイズはどれくらいの容量でしょうか、ご教示ください。	あわら市は、竣工図のファイリングデータなしです。修繕データは、年度ごとのエクセルファイル形式で 12 ファイル、約 4.3GB あります。 坂井市は、竣工図ファイリングデータが 7,336 ファイル、1.45GB あります。修繕データは、年度ごとのエクセルファイル形式で 11 ファイル、約 1.2GB あります。
30	共通特記仕様書 第 17 条(4)その他必要なデータ	水圧測定データ、流量測定データ、配水量データ、料金データの提供は可能でしょうか、ご教示ください。	提供可能です。
31	共通特記仕様書 第 22 条(2)データの整理	あわら市様、坂井市様の現在使用されているGIS内において、それぞれの市の配水管情報として不明(管種・口径・布設年度等)となっている管延長(km)はどれくらい、もしくは全体の何割(%)ありますか、ご教示ください。	あわら市は、管種、口径、竣工年度のいずれかでも不明となっている管延長は約 1 km です。 坂井市は、管種、口径、竣工年度のいずれかでも不明となっている管延長は約 95 km です。
32	共通特記仕様書 第 22 条(4)AI劣化診断・解析	老朽度評価を示す評価指標の算出根拠説明は、実施要領の 10.選定方法にある評価項目「業務提案内容」にある、具体的な実施方法や、劣化診断の精度向上の取組での提案内容と同じ内容であったほうがよろしいでしょうか、ご教示ください。	必ずしも同じ内容でなくても構いません。
33	共通特記仕様書 第 22 条(5)劣化診断閲覧システム等	(4)で、「既存GISにて管理閲覧可能が可能となるシェープデータを作成すること」とありますが、(5)では「～～システム構築すること」となっています。劣化診断の解析結果のデータを既存GISに取り込んで閲覧可能に	仕様書に記載の通り、シェープデータ作成とシステム構築の両方が必要です。

		することとしてもよいし、別途劣化診断解析結果の閲覧専用でクラウド運用可能なシステムを用意してもよいという、どちらでもよいという解釈でよろしいでしょうか、ご教示ください。	
34	共通特記仕様書 第 22 条(5)劣化診断閲覧システム等	構築する閲覧システムについて「将来クラウドでの運用が可能なシステム」とありますが、本業務の納品時点ではオンプレミス(またはスタンドアロン端末等)への導入を想定していますか。また、企画提案書で提示する、実施要領 8(5)④にある「翌年度以降の維持管理費の概算」には、クラウド利用料などを含める前提でしょうか、ご教示ください。	現時点でクラウドシステムを使用することができるのであればクラウドシステムで導入してください。その場合翌年度以降の維持管理費の概算にはクラウド利用料を含めてください。
35	共通特記仕様書 第 22 条(5)劣化診断閲覧システム等	「劣化診断閲覧システム等」の“等”とは、具体的に何を指すのかご教示ください。	閲覧システム以外に使用できる機能があるなら含めてください。
36	共通特記仕様書 第 23 条 成果品について	事業者が既存GISへの実装が困難または不可と判断した場合、劣化診断閲覧システムなどを成果品とし、第 22 条(4)にあるシェープデータの作成提供を省略することは可能でしょうかご教示ください。	省略はできません。
37	共通特記仕様書 第 23 条(3)閲覧システム等	閲覧システムは、ソフトウェアは自社開発のAI劣化診断解析結果を搭載した、解析結果の閲覧専用マッピングシステムでよろしいでしょうか、ご教示ください。また、ハードウェアはノート型PCを検討していますがよろしいでしょうか。合わせてご教示ください。	標準プラットフォームに対応しているのであればよいです。